

室蘭市地球温暖化対策実行計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第号）第21条に定める地方公共団体実行計画について、室蘭市における区域施策編及び事務事業編の策定及び改定にあたり、総合的な観点で検討するため、室蘭市地球温暖化対策実行計画策定協議会（以下、「策定協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地方公共団体実行計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 室蘭市における温室効果ガス排出の削減目標に関すること。
- (3) 室蘭市ゼロカーボンシティの推進に関すること。
- (4) 温室効果ガス排出の削減等の対策及び施策に関すること。
- (5) その他地球温暖化対策の推進に関すること。
- (6) 気候変動の適応に関すること。

(組 織)

第3条 策定協議会は、15名以内で組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、室蘭市地球温暖化対策実行計画の策定が終了する日までとする。

(座 長)

第5条 策定協議会には、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、策定協議会を代表し、会議を総括する。
- 4 座長は、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定協議会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 策定協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事 務 局)

第7条 策定協議会の事務局は、市の環境対策担当課に置く。事務運営については、必要に応じ、一部を外部機関に行わせることができる。

(補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。